

審 査 メ モ

1 木材統計調査の変更

本調査について、調査計画における「調査対象の範囲」「報告を求める者」「報告を求める事項」「集計事項」「報告を求める期間」及び「調査結果の公表の期日」を以下のとおり変更することとしている。

(1) 調査対象の範囲の変更

- ① 基礎調査の調査対象について、新たに「CLT（直交集成材）」「集成材」及び「LVL（単板積層材）」を追加する。
- ② このため、日本標準産業分類（平成25年10月改定）の大分類「製造業」における中分類「木材・木製品製造業（家具を除く）」のうち、現行の調査対象の範囲である「一般製材業」「単板（ベニヤ）製造業」「木材チップ製造業」及び「合板製造業」に、新たに「集成材製造業」を追加する。
- ※ ①に関連して、追加する具体的な調査事項の内容については、後記（3）エ（5頁）において審議

(審査状況)

「森林・林業基本計画」（平成28年5月24日閣議決定）等においては、CLTや集成材・LVLの開発・普及及び活用を進めることとされているため、これらを新たに基礎調査の調査対象に追加することとしている。

また、日本標準産業分類における中分類「木材・木製品製造業（家具を除く）」のうち、LVLの製造業は現行の調査対象の範囲である「合板製造業」に分類されるものの、集成材及びCLTの製造業は現行の調査対象の範囲となっていない「集成材製造業」に分類されることから、新たに「集成材製造業」を追加するものである。

これらについては、新たな行政ニーズに対応する上で必要な情報を得るための変更であり、おおむね適当であると考えますが、結果の利活用等について確認する必要があります。

なお、集成材については、これまで民間団体（日本集成材工業協同組合）において国内生産量を毎年把握する一方、農林水産省において木材流通統計調査（一般統計調査）^(注)のうち木材流通構造調査（5年周期）で出荷量等を5年に1回把握しているところである。

(注) 木材流通統計調査は、木材価格統計調査（月別調査）及び木材流通構造調査（5年周期）から構成される。

(論点)

- 1 CLT、集成材及びLVLの建築事例等を踏まえ、新たな調査対象から得られる結果は、具体的にどのような利活用が見込まれているのか。
- 2 現在の官民を含めた木材に関する統計調査の体系はどのようになっているか。また、集成材について、木材流通構造調査や工業統計調査（経済産業省所管の基幹統計調査）、民間団体において把握している情報は具体的にどのようなものか。それらの最近若しくは過年次のデータはどうなっているか。
- 3 民間団体のデータの利活用状況はどうか。当該民間団体のデータで代替できない理由は何か。これらのことを踏まえ、今回調査から新たに把握する情報は利用者ニーズに則したものとなっているか。

(2) 報告を求める者の変更

ア 基礎調査における標本設計及び調査対象数の変更

基礎調査について、以下のとおり、標本設計の見直しを行うとともに、調査対象数を変更する。

- ① 製材品を対象とする調査については、規模階層区分を製材用動力の出力数による区分から製材用素材消費量による区分に変更し、約3,900工場から約1,800工場に削減する。
- ② 集成材を対象とする新たな調査については、規模階層区分を集成材生産量による区分とした上で、平成29年調査は全数（約270工場）とし、30年調査から標本抽出（約80工場）を行う。また、CLT及びLVLを対象とする新たな調査については、全工場を選定する（CLT：約10工場、LVL：約20工場）。

(審査状況)

今回、基礎調査の調査対象として新たに CLT、集成材及び LVL を追加する中で、調査実施者における限られた統計リソースの効率的な活用の観点から、製材品を対象とする調査については都道府県別に製材用素材消費量の、集成材を対象とする調査については全国の集成材生産量のそれぞれ 8 割をカバーするよう標本抽出（系統抽出）すること等により、以下の調査対象数（工場数）により実施することとしている。

【見直し前】基礎調査（製材品、木材チップ、合单板）			【見直し後】基礎調査（製材品、木材チップ、合单板）		
製品区分	母集団	調査対象数	製品区分	母集団	調査対象数
製材品	約6,700	約3,900	製材品	約5,000	約1,800
木材チップ	約1,600	約900	木材チップ	約1,400	約800
合单板	約200	約140	合单板	約190	約130

【見直し前】基礎調査（集成材）			【見直し後】基礎調査（集成材）			
製品区分	調査対象数	調査方法	製品区分	調査年次	調査対象数	調査方法
集成材	0	調査対象外	集成材	平成29年調査	約270	全数調査
				平成30年調査以降	約80	標本調査

【見直し前】基礎調査（CLT、LVL）			【見直し後】基礎調査（CLT、LVL）			
製品区分	調査対象数	調査方法	製品区分	調査年次	調査対象数	調査方法
CLT	0	調査対象外	CLT	平成29年調査以降	約10	全数調査
LVL	0	調査対象外				

※基礎調査全体の計

【見直し前】基礎調査		【見直し後】基礎調査		
母集団	調査対象数	母集団	調査年次	調査対象数
約8,500	約4,900	約6,900	平成29年調査	約3,000
			平成30年調査以降	約2,800

これについては、調査の簡素・効率化とともに、報告者負担の軽減の観点から、おおむね適当であると考えますが、利活用等を踏まえ、必要かつ十分な標本設計となっているか確認する必要があります。

(論点)

- 1 今回の標本設計（調査対象数の算出、標本配分及び標本抽出等）の見直しについて、具体的な考え方や変更内容はどのようになっているか。
- 2 従前の標本設計と比べ、結果精度の確保等の面で問題はないか。また、調査結果に対する利活用ニーズとの関係からみて問題はないか。

イ 製材月別調査における調査対象都道府県の重点化

製材月別調査について、調査対象都道府県を重点化し、47都道府県・約1,200工場から30道県・約500工場に削減する。

(審査状況)

製材月別調査においても、基礎調査の調査対象へのCLT、集成材及びLVLの追加や調査実施者における限られた統計リソースの効率的な活用の観点から、これまで全都道府県を対象に実施している製材月別調査について、木材取扱量が少ない都道府県の調査を廃止し、全国の素材消費量の8割までを占める上位都道府県及び国有林材供給調整対策^(注1)において重点的に生産・消費動向の把握を実施する都道府県の区域(30道県)とし、以下の調査対象数(工場数)で実施することとしている^(注2)。

【見直し前】製材月別調査			⇒	【見直し後】製材月別調査		
都道府県数	母集団	調査対象数		都道府県数	母集団	調査対象数
47	約6,700	約1,200		30	約4,000	約500

これについては、調査の簡素・効率化とともに、報告者負担の軽減の観点から、おおむね適当であると考えますが、利活用等を踏まえ、必要かつ十分なものとなっているか確認する必要があります。

(注1) 国有林材供給調整対策とは、森林所有者、林業事業者、木材産業等の経営の安定化を図るため、国産材の2割を政策的に供給し得る国有林の優位性を活かし、平成25年から実施しているものである。具体的な対策としては、原木不足が発生し価格が急騰した際に、国有林材の追加供給や立木販売時期の前倒し等を実施している。

(注2) 合単板月別調査の調査対象数については、従前と同じ約70で変更はない。

(論点)

- 1 各都道府県における製材用素材消費量のデータの経年変化(平成17年、22年及び27年)及び国有林材の収穫量及び製材用素材消費量(平成27年)はどのようになっているか。
- 2 今回の調査対象都道府県の重点化について、対象都道府県の選定過程及び選定結果は適当なものとなっているかその際、調査対象外となる17都道府県の中に、調査対象となる30道県よりも製材用素材消費量が多いところがある場合、調査対象としなくても問題ないか。
- 3 従前と比べ結果精度の確保等の面で問題はないか。例えば、新たな調査対象都道府県(30道県)から全国値推計(47都道府県)に係るシミュレーション結果と、都道府県別結果の積み上げである現行の公表値と比較した状況はどのようになっているか。
- 4 今回の調査対象都道府県の重点化は、調査結果に対する利活用ニーズとの関係からみて問題はないか。

(3) 報告を求める事項の変更

ア 法人番号の把握

基礎調査票、製材月別調査票及び合単版月別調査票において法人番号の回答欄を追加する。

例：〔基礎調査票〕

整理番号	調査年	都道府県番号	管理番号	市区町村番号	工場番号	集計区分	兼営区分	工場類型	担当者名										
	20	：	：	：	：	：	：	：											
法人番号(法人番号を確認いただき、記入してください) <table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td>：</td><td>：</td><td>：</td><td>：</td><td>：</td><td>：</td><td>：</td><td>：</td><td>：</td><td>：</td> </tr> </table>										：	：	：	：	：	：	：	：	：	：
：	：	：	：	：	：	：	：	：	：										

(審査状況)

各府省が実施する企業を対象とする統計調査において法人番号の欄を追加することについては、「統計改革の基本方針」(平成28年12月21日・経済財政諮問会議)において、事業所母集団データベースにおける法人番号の登録に協力し、政府統計の向上に資する観点から求められているところである。

また、法人番号について、産業関連統計の体系的整備等に関する検討会議検討結果報告書(平成29年3月23日)において、「総務省(統計局)及び関係府省は、(略)平成29年度以降に企画する統計調査から順次法人番号の把握を開始」することとされている。

今回の追加は、これらの動きに対応するものであり、適当であると考えている。

なお、農林水産省は、今後、法人番号を活用した集計や結果分析等について検討を行い、提供情報の充実化等に努めていくこととしている。

イ フェース事項の削除又は変更

- ① 基礎調査票の「工場名」「工場所在地」「代表者氏名」及び「電話番号」を削除する。また、「本票について対応できる方」の記載欄を「担当者名」に変更する。
- ② 製材月別調査票及び合単版月別調査票の「担当者の電話番号」を削除し、「担当者名」のみに変更する。

例：〔基礎調査票〕

変更案	現行								
担当者名	<table border="1"> <tr> <td>工場名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>工場所在地</td> <td>〒</td> </tr> <tr> <td>代表者氏名</td> <td>本票について対応できる方</td> </tr> <tr> <td>電話番号</td> <td>— — — — — あった場合、問い合わせに利用させていただきます。</td> </tr> </table>	工場名		工場所在地	〒	代表者氏名	本票について対応できる方	電話番号	— — — — — あった場合、問い合わせに利用させていただきます。
工場名									
工場所在地	〒								
代表者氏名	本票について対応できる方								
電話番号	— — — — — あった場合、問い合わせに利用させていただきます。								

(審査状況)

基礎調査票の「工場名」「工場所在地」「代表者氏名」及び「電話番号」については、調査に先立って作成する工場一覧表(母集団名簿)において同様の項目を整理しており、また、月別調査の「担当者の電話番号」についても、工場一覧表の電話番号で代替可能であることから、調査票の記載欄については削除することとしている。

これらについては、調査対象工場に関する情報の保護や報告者負担の軽減の観点から、おおむね適当であると考えているが、工場一覧表で必要な情報が把握されているか確認する必要がある。

(論点)

工場一覧表では具体的にどのような情報を整理しているか。同表の作成スケジュール等はどうになっているか。

〔基礎調査票〕

ウ 製品区分ごとに調査の該当事項を示す欄の追加

調査対象工場で製造している製品区分ごとに調査の該当事項を示す欄を新たに追加する。

変更案

現行

I 製品区分について

平成 年 1 月 1 日～12 月末日の 1 年間に製造した製品区分の全てに、○印を記入してください。

区 分	該当(○印)	調 査 の 該 当 事 項
製 材 品 (ラミナを含む。)		⇒ II 及び III の調査事項に回答してください。
木材チップ (燃料用を除く。)		⇒ II 及び IV の調査事項に回答してください。
合 単 板		⇒ II 及び V の調査事項に回答してください。
L V L (単板積層材)		⇒ II 及び V の調査事項に回答してください。
集 成 材		⇒ VI の調査事項に回答してください。
C L T (直交集成材)		⇒ VI の調査事項に回答してください。

(新設)

(注) 該当する製品区分の全てについて回答してください。
また、集成材及びCLT向けのラミナを製造している場合は、製材品の調査事項も回答してください。

(審査状況)

現行の基礎調査票については、調査対象工場に複数の業態の兼業工場（製材、チップ、合単板等）があることもあり、記入誤りがみられ、審査の段階で調査対象工場に照会を行い対応しているところである。

今回調査では、現行の調査事項（製材、チップ及び合単板）にCLT、集成材及びLVLを追加するため、調査票内における記入該当項目が複雑になり、それに伴う記入誤りの発生が懸念されることから、それぞれの調査対象工場において記入すべき項目が明確となるよう調査票の冒頭に製品区分ごとの調査の該当事項を設けるものである。

これについては、報告者の記入誤りを防止するとともに、正確な統計作成に資するものと考えられることから、適当である。

〔基礎調査票〕

エ CLT、集成材、LVL等に係る調査事項の追加・変更

以下の調査事項を新たに追加する。

- ① CLT について、ラミナ消費量、生産量、出荷量及び在庫量
- ② 集成材について、ラミナ消費量、生産量及び在庫量
- ③ LVL について、単板消費量、生産量及び在庫量
- ④ 合単板（合板）について、単板消費量
- ⑤ 普通合板について、針葉樹構造用合板の生産量

◆ ラミナの消費量（集成材用及びCLT用）

変更案

1 ラミナ消費量

区 分	合 計	自 社 生 産		他 社 从 購 入	
		国 産 材	外 材	国 産 材	外 材
合 計
集成材用
C L T 用

単位：m³

現 行

(新設)

◆ 集成材の生産量及び在庫量

変更案

2 集成材の生産量

区 分	合 計	単位：㎡											
		国 産 材				外 材				混 合			
合 計													
構造用計	大断面												
	中断面												
	小断面												
その他													

(注)混合は、構成する単板に国産材及び外材の両方を使用したものについて記入してください。

(注)断面の大きさは、次の基準で記入してください。
 ・大断面とは、短辺が15cm以上で断面積が300㎡のもの。
 ・中断面とは、短辺が7.5cm以上かつ長辺が15cm以上のものであって、大断面以外のもの。
 ・小断面とは、短辺が7.5cm未満又は長辺が15cm未満のもの。

3 集成材の在庫量

単位：㎡	
年 初	年 末

現 行

(新設)

◆ CLTの生産量及び在庫量

変更案

4 CLTの生産量

区 分	単位：㎡											
	生 産 量											
合 計												
構造用												
その他												

5 CLTの在庫量

単位：㎡	
年 初	年 末

現 行

(新設)

◆ 合単板及びLVLの単板消費量、LVLの生産量及び在庫量

変更案

V 合単板及びLVLについて (平成 年1月1日～12月末日の1年間について記入してください。)

1 単板消費量

区 分	合 計	単位：㎡			
		自社生産		他社から購入	
		国産材	外 材	国産材	外 材
合 計					
合板用					
LVL用					

6 LVLの生産量

区 分	単位：㎡											
	生 産 量											
合 計												
構造用												
その他												

7 LVLの在庫量

単位：㎡	
年 初	年 末

(注)混合は、構成する単板に国産材及び外材の両方を使用したものについて記入してください。

現 行

(新設)

◆ 普通合板における針葉樹構造用合板の生産量

2 普通合板の生産量

区 分		合 計	6mm未満	6～12mm未満	12～24mm未満	24mm以上
合 計						
うち針葉樹						
うち構造用						

単位：㎡

(注) 自工場のみを記入し、自社他工場分などは入れないでください。また、うち針葉樹には、全針葉樹合板のみを記入し、複合合板は除いてください。

現 行

1 普通合板の生産量(普通合板を生産している工場)

区 分		合 計	6mm未満	6～12mm未満	12～24mm未満	24mm以上
合 計						
ベニヤコア合板	計					
	うち針葉樹					
	1 類					
	2 類					
特殊コア合板						

単位：㎡

(注) 普通合板の内訳であるベニヤコア合板（1類及び2類）・特殊コア合板別を把握する調査事項を削除することとしており、これについては後記カ（エ）（普通合板の種類別生産量）を参照のこと。

(審査状況)

本調査事項のうち、CLT、集成材及びLVLについては、CLTは中高層建築物に対応できることや、集成材及びLVLは用途に応じ多様なサイズ・形状・強度で製造できることから、木造・木質化を進めていくための重要品目となっているため、消費量、生産量、在庫量等を把握することとしている（前記（1）参照）。

また、合単板については、従前は主に外材丸太（素材）を入荷して単板に加工しそれを合板に加工するという工程が一般的であったことから、単板用の素材入荷量（国産材・外材別）のみを把握していたところであるが、近年では単板自体を輸入し国産材の単板と混合した合板や、全て国産材の単板による合板が増加してきているため、新たに単板消費量（国産材・外材別）を把握することとしている。

さらに、普通合板については、針葉樹のうち構造用に係る品目を中心に国産材の利用が拡大していることから、新たに構造用の厚さ別の生産量を把握することとしている。

これらについては、調査対象品目の動向等を踏まえたものであり、おおむね適当であると考えるが、各調査結果の利活用や、把握可能性を含めた報告者負担の観点から確認する必要がある。

なお、別途、普通合板の内訳であるベニヤコア合板（1類及び2類）・特殊コア合板別を把握する調査事項を削除することとしている（後記カ（エ）（11頁）参照）。

(論点)

- 1 本調査事項に係る調査結果は、新たな木材需要の創出や国産材の需要拡大に向けた政策ニーズなどとの関係で、具体的にどのような利活用が見込まれるのか。
- 2 調査対象工場は、今回の追加調査事項に係る情報を日常的に整理しており、特段の負担なく記入・報告できるか。

〔基礎調査票〕

オ 従業者数等を把握する調査事項の削除

工場の製材部門等の従業者数及び専兼状況を把握する調査事項を削除する。

変更案

現行

I 従業者数及び専兼業状況について

製材工場部門、木材チップ工場部門、合单板工場部門それぞれの木材生産に係る従業者数について記入してください。

(削除)

工場区分	合計	うち男		うち女	
製材部門従業者数	●●●●●●	●●●●	●●●●	●●●●	●●●●
チップ製造部門従業者数	●●●●●●	●●●●	●●●●	●●●●	●●●●
合单板製造部門従業者数	●●●●●●	●●●●	●●●●	●●●●	●●●●

(注) 12月末日現在の作業員及び職員の人数を記入してください。(臨時雇用も含めます。)

(注) 兼営工場の従事者で、複数の部門に従事している場合は、その従事する業務の主たる部門に記入してください。

(注) 会社の役員等であって、事務職員を兼ねて一定の事務に従事し、一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている者は、主たる部門の従業者に含まれます。

【参考】工業統計調査 工業調査票甲及び乙における調査事項 (抜粋)

6 従業者数 (平成29年6月1日現在) (単位:人) ※従業者数の書き方が変わりましたので、詳しくは別途配布する「記入の仕方」をご参照ください。

区分	① 個人業主及び無給変換従業者	② 有給役員 (個人経営以外で役員報酬を得ている人)	③ 常用雇用者 (期間を定めずに、又は1か月以上の期間を定めて雇用している人)		④ 臨時雇用者 (雇用期間が1か月未満の人 ※送別以外のパート・アルバイトなどを含む)	⑤ 合計 (①～⑤の合計)	⑦ 送出者 (⑤合計のうち、別経営の事業所へ出向又は派遣している人)	⑧ 出向・派遣受入者 (①～⑦以外で別経営の事業所からきてこの事業所で働いている人)
			③ 正社員、正職員としている人	④ ③以外の人 (パート・アルバイトなど)				
男								
女								
この事業所に従事している人の男女計 (⑥ - ⑤ - ⑦ + ⑧)								

(審査状況)

調査実施者は、工業統計調査 (経済産業省所管の基幹統計調査) において、製材工場等の従業者数を詳細に把握しており、利活用面においても当該調査結果で代替できるとして、従業者数等を把握する調査事項を削除することとしている。

これについては、調査の簡素・効率化とともに、報告者負担の軽減を図るものであることから、おおむね適当であると考えますが、削除に伴う支障等がないか確認する必要があります。

(論点)

- 1 基礎調査結果と工業統計調査結果について、データ面での経年変化等はどうなっているか (平成18年、23年及び26年 (27年))。両調査の従事者数に一定程度の差異がある場合、当該差異についてどのように考えるか。
- 2 上記1とも関連するが、両調査結果の比較結果を踏まえ、代替可能と判断した理由は何か。代替しても利活用上の観点から支障等はないのか。

カ 素材入荷量等を把握する調査事項における内訳区分欄の削除

〔基礎調査票〕

(ア) 外材地域別素材入荷量

外材地域別素材入荷量について、南洋材の「うちラワン材」を把握する調査事項を削除する。

変更案

6 外材地域別素材入荷量 単位:m³

区 分	南 洋 材	米 材	北 洋 材	ニュージーランド材	そ の 他
製 材 用					
うち半製品					
テック用					
単板製造用					

現 行

6 外材地域別素材入荷量 単位:m³

外 材	南 洋 材	うちラワン材	米 材	北 洋 材	ニュージーランド材	そ の 他
製 材 用						
うち半製品						
テック用						
単板製造用						

(イ) 製材品の用途別出荷量

製材品の用途別出荷量について、外材の地域別内訳及び集成材向け出荷量を把握する調査事項を削除する。

変更案

2 製材品の用途別出荷量 単位:m³

区 分	合 計	建 築 用 材 計	板 類	ひき割類	ひき角類
合 計					
国 産 材					
うち人工乾燥材					
外 材 計					
うち人工乾燥材					

区 分	土 木 建 設 用 材	木箱仕組板 梱包用材	家具建具用材	その他用材
合 計				
国 産 材				
うち人工乾燥材				
外 材 計				
うち人工乾燥材				

〔注〕集成材及びCLTを生産する工場が、自工場で素材からラミナを生産し自ら消費している場合、ラミナの消費量を出荷量として記入してください。

現 行

2 製材品の用途別出荷量 単位:m³

区 分	合 計	うち 集 成 材 構 造 用	そ の 他	建 築 用 材 計	板 類
合 計					
国 産 材					
うち人工乾燥材					
外 材 計					
うち人工乾燥材					
南 洋 材					
米 材					
北 洋 材					
ニュージーランド材					
そ の 他					

区 分	建 築 用 材 計 (つづき)		土 木 建 設 用 材	木箱仕組板 梱包用材	家具建具用材	その他用材
	ひき割類	ひき角類				
合 計						
国 産 材						
うち人工乾燥材						
外 材 計						
うち人工乾燥材						
南 洋 材						
米 材						
北 洋 材						
ニュージーランド材						
そ の 他						

〔注〕合計のうち集成材は、建築用材、土木建設用材、家具建具用材、その他に含まれる集成材製造に向けられる製材品の合計を記入してください。

〔製材月別調査票〕

(ウ) 樹種別製材用素材入荷量

樹種別製材用素材入荷量について、外材の地域別製材用素材入荷量を把握する調査事項を削除する。なお、国産材の樹種別製材用素材入荷量の内訳区分欄の表記を変更する。

変更案

3 製材用素材の消費量を記入してください。

注：大径木を他の工場で製材にさせたものを、自工場で更に製材機にかけて製材した場合は、手持ち材消費量としてください。

合 計	→	31	単位：m ³
手持ち材消費量	→	32	
貸びき材消費量	→	33	B

4 樹種別に製材用素材の入荷量を記入してください。

注：2の製材用素材入荷量のうち手持ち製材用素材入荷量Aと、3の製材用素材消費量のうち貸びき材消費量Bとの合計について、国産材・外材別、樹種（種類）別に記入してください。

国産材の地域別製材用素材入荷量の内訳区分欄の表記について、「針葉樹」を「うち針葉樹」に、「広葉樹」を「うち広葉樹」にそれぞれ変更する。

合計 (A+B)	→	41	単位：m ³
国産材計	→	42	
うち針葉樹	→	43	
うち広葉樹	→	44	
外材計	→	45	

現行

3 製材用素材の消費量を記入してください。

注：大径木を他の工場で製材にさせたものを、自工場でさらに製材機にかけて製材した場合は、手持ち材消費量としてください。

4 樹種別に製材用素材の入荷量を記入してください。

注：2の製材用素材入荷量のうち手持ち製材用素材入荷量Aと、3の製材用素材消費量のうち貸びき材消費量Bとの合計について、国産材・外材別、樹種（種類）別に記入してください。

※ 国産材の樹種別製材用素材入荷量の内訳区分欄の表記について、「針葉樹」を「うち針葉樹」に、「広葉樹」を「うち広葉樹」それぞれ変更する。

合 計	→	31	単位：m ³
手持ち材消費量	→	32	
貸びき材消費量	→	33	B
合計 (A+B)	→	41	単位：m ³
国 計	→	42	
産 針 葉 樹	→	43	
材 広 葉 樹	→	44	
外 計	→	45	
南 洋 材	→	46	
うち、ラワン材	→	47	
米 洋 材	→	48	
北 洋 材	→	49	
ニュージーランド材	→	50	
そ の 他	→	51	

(審査状況)

近年、外材の素材入荷量及び外材を素材とした製材品出荷量は減少傾向にあり、利活用ニーズも低下していることから、素材のうち特に減少しているラワン材の内訳（注1）や製材品の用途別出荷量における外材の地域別内訳（注2）、外材の樹種別製材用素材入荷量（注3）についての調査項目を削除することとしている。

また、(イ)については、今回調査から集成材を新たに調査対象に追加し、生産に係るラミナ消費量等を別途把握することから、集成材向け出荷量を把握する調査事項を削除することとしている（前記エ参照）

これらについては、調査の簡素・効率化とともに、報告者負担の軽減を図るものであることから、おおむね適当であると考えるが、削除に伴う支障等がないか確認する必要がある。

- (注) 1 南洋材の内訳として把握しているラワン材については、かつての輸出国（マレーシア、インドネシア等）の政策転換（丸太輸出から製品輸出に転換）や資源量の減少によって、入荷量が平成17年の849千m³から平成27年には196千m³へと76.9%減少している。
- 2 外材を素材とした製材品の出荷量は、平成17年の5,730千m³から平成27年には2,639千m³へと54%減少しており、一方で平成27年の国産材を素材とした製材品の出荷量は6,590千m³と製材品出荷量の71%を占めるに至っている。
- 3 製材用の外材丸太の入荷量は、輸出国の製品輸出への政策転換によって、平成17年の8,979千m³から平成27年には4,233千m³と53%減少しており、一方で平成27年の国産材丸太の入荷量は12,284千m³と素材入荷量の74%を占めるに至っている。

(論点)

- 1 本調査事項について、データ面での経年変化等はどうなっているか（平成17年、22年及び27年（又は28年））。
- 2 本調査事項を削除するに至った具体的な経緯や理由は何か。
- 3 本調査事項の結果はこれまでどのようなことに利活用していたか。今後、削除しても利活用上の観点から支障等はないか。

【基礎調査票】

(エ) 普通合板の種類別生産量

普通合板の種類別生産量について、普通合板の内訳として、ベニヤコア合板（1類及び2類）・特殊コア合板別を把握する調査事項を削除する。

変更案

2 普通合板の生産量

単位：m²

区分	合計	6mm未満	6～12mm未満	12～24mm未満	24mm以上
合計					
うち針葉樹					
うち構造用					

(注) 自工場のみを記入し、自社他工場分などは入れないでください。また、うち針葉樹には、全針葉樹合板のみを記入し、複合合板は除いてください。

(注) 本件削除に係る変更のほか、「うち構造用」の追加については、前記エ（7頁）を参照のこと。

現行

1 普通合板の生産量(普通合板を生産している工場)

(注) 自工場のみを記入し、自社他工場分などは入れないでください。また、うち針葉樹には、全針葉樹合板のみを記入し、複合合板は除いてください。

単位：m³

区分	合計	6mm未満	6～12mm未満	12～24mm未満	24mm以上
合計					
ベニヤコア合板					
計					
うち針葉樹					
1類					
2類					
特殊コア合板					

【合単板月別調査票】

(オ) 普通合板の月初在庫量等

普通合板の月初在庫量等について、内訳として、ベニヤコア合板・特殊コア合板別に把握する調査事項を削除する。

変更案

2 普通合板について記入してください。

単位：m³

区分	月初在庫量	入荷量	生産量					出荷量	消費量 (特殊合板用)	月末在庫量		
			6mm未満	6～12mm未満	12～24mm未満	24mm以上	合計			計	普通合板用	特殊合板用
合計												
うち針葉樹												
うち構造用												

現行

2 普通合板について記入して下さい。

単位：m³

区分	月初在庫量	入荷量	生産量					出荷量	消費量 (特殊合板用)	月末在庫量		
			6mm未満	6～12mm未満	12～24mm未満	24mm以上	合計			計	普通合板用	特殊合板用
合計												
ベニヤコア合板												
うち、針葉樹												
うち、構造用合板												
特殊コア合板												

(4) 集計事項の変更

ア 調査事項の変更に伴う所要の変更

集計事項について、調査事項の変更等に伴う所要の変更を行うとともに、一部集計事項の廃止等を行う。

イ 基礎調査の森林計画区別集計の廃止

基礎調査における製材品を対象とする調査の森林計画区^(注)別集計を廃止する。

(注) 森林計画区とは、森林法（昭和26年法律第249号）第7条第1項により定められた森林計画区をいう。

(審査状況)

新たな政策ニーズへの対応や報告者負担の軽減を図るため、調査事項の追加、変更及び削除に伴い、集計事項において所要の変更を行うこととしている。

また、基礎調査における製材品の森林計画区別集計については、その利活用ニーズが低下していること等から、廃止することとしている。

このような中で、変更される集計事項については、政策課題を検討するために有用な情報を提供するとともに、広く利用者ニーズにも応えようとするものであることから、おおむね適当であると考えるが、具体的にどのような集計表が作成され、どのような分析が可能になるのか、表章区分等は適当か等について確認する必要がある。

(論点)

- 1 今回の変更により、集計事項から削除される内容と追加される内容について、一覧表で整理していただきたい。
- 2 小地域統計である森林計画区別集計は、都道府県別集計と比べて集計地域（範囲）の面でどのような違いがあるか。また、製材品の森林計画区別集計を廃止するに至った具体的な経緯や理由は何か。
- 3 今回の調査事項の追加、変更及び削除に伴い、変更等を行うこととしている集計表の表章（統計表の様式）はどのようなものか。
- 4 集計事項については、調査結果の利活用、統計ニーズ等の観点からみて、十分かつ適当なものとなっているか。

(5) 報告を求める期間及び調査結果の公表期日の変更

基礎調査において、調査対象工場から報告を求める期間について、現行の「毎年1月11日～2月9日」から「毎年1月11日～2月末日」に変更する。

また、調査結果の公表期日について、現行の「調査実施年の翌年4月20日まで」から「調査実施年の4月末日まで」に変更する。

(審査状況)

調査対象工場からの基礎調査票の報告を求める期間について、これまで調査対象工場からの提出期限を2月9日としてきたところであるが、近年は当該期限までには十分な回収率が得られないことや、地方支分部局（地方農政局等）における督促や、その後の審査・取りまとめ期間を考慮し、現行から20日程度提出期限を後倒しし、2月末日に変更することとしている。

また、上記のとおり、報告を求める期間を変更する一方で、調査対象に新たにCLT、集成材及びLVLが追加され、これらに係る審査や林野庁との間の動向分析等に関する一定程度の検討期間も必要であること等から、調査結果の公表期日を現行の4月中旬から10日程度後倒しし、4月末日に変更することとしている。

これらについては、調査実施における取組実態や統計利用者の利便性等の観点から、変更の適否等について確認する必要がある。

(論点)

- 1 基礎調査の過去5か年間(平成24～28年調査)における結果の概要及び詳細の公表実績(年月日)はどのようになっているか(詳細については平成24～27年調査)。
- 2 平成28年調査における基礎調査票の時期別回収状況はどのようになっているか。また、基礎調査の最近5か年間(平成24～28年調査)における調査票別回収率(回答者数/調査対象者数)の状況はどのようになっているか。
- 3 従業者規模別工場数の状況はどうか。当該状況を踏まえ、これまで調査票の回収業務においてどのような取組を行ってきたか。また、この関係で報告者(調査対象工場)の実態把握の観点から情報収集等を行っているか。
- 4 上記3とも関連するが、現行の督促の実施方法や督促期間はどうか。これらについて今後変更があるのか。
- 5 新たな報告期限を踏まえた実査から公表に向けた作業スケジュールはどのようなものか。また、公表時期の変更が統計ニーズや統計利用者の利便性等の関係で支障等は生じないか。

2 「諮問第300号の答申 製材統計調査等の改正について」(平成17年8月5日付け総審議第8号)における課題への対応状況について

(1) 月別調査における公表期日の早期化について

〔前回答申における記述〕

1 今回の改正計画

(3) 集計・公表

月別調査について、製材及び合板は鉱工業生産指数の採用品目となっているが、本調査結果は、これまで翌月末公表の同指数(速報)ではなく、同指数(確報)に反映されていた。したがって、本調査については、調査結果が鉱工業生産指数(速報)に反映されるよう、公表期日の早期化について検討する必要がある。

(審査状況)

統計審議会答申「諮問第300号の答申 製材統計調査等の改正について」(平成17年8月5日付け総審議第8号。以下「前回答申」という。)において、月別調査結果が鉱工業生産指数(速報)に反映されるよう、公表期日の早期化を図ることが必要であると指摘されている。

これについて、農林水産省は、月別調査票による調査(以下「月別調査」という。)結果の公表期日について、従前の調査対象月の翌月末から翌月の25日に前倒しを行ってきた。これにより、鉱工業生産指数(速報)に反映される状況となったが、月別調査の公表日と鉱工業生産指数(速報)の公表スケジュール等との関係もあり、一部の月での反映(平成28年度は7か月分)に止まっていることから、調査実施者は、反映の拡大を図るべく、公表期日前のデータ提供について検討することとしている。

これについては、鉱工業生産指数(速報)の精度向上の観点から、おおむね適当であると考えられるが、今後のデータ提供に向けた作業・調整スケジュールや鉱工業生産指数(速報)への反映が困難な場合の概数値データの提供などについて確認する必要がある。

なお、農林水産省は、経済産業省に対する所要のデータの提供に当たって、公表期日前の統計情報を共有する範囲・手続等に十分留意するとともに、調査対象月の翌月21日時点の概数デ

ータと同25日に公表するデータに差異がある場合の取り扱い等について、同省とも十分な調整を行い、適切に対応することが必要である。

(論点)

- 1 現在、実査から公表までの各工程に実施する個々の業務（調査票の配布・回収、督促、内容審査、疑義照会、集計等）については、通常どのようなスケジュールで実施しているのか。
- 2 木材統計（月別調査結果）の公表日と鉱工業生産指数（速報）への反映状況はどのようなになっているのか。
- 3 上記1及び2の状況を踏まえて、経済産業省に対するデータ提供に向けて、今後、どのような方針で作業・調整スケジュールを進めていくこととしているか。

また、日程的に月別調査結果を鉱工業指数（速報）に反映することが困難な場合には、概数値データ^(注)の提供など、同指数（速報）に反映させるための方策について検討する必要があるのではないかと。

(注) 概数値データとは、日程的に鉱工業指数（速報）に反映可能な時点におけるデータを想定している。当該時点までに回答のあった報告者に係る生産量等は、調査対象月における全体の生産量等の相当程度の高い割合（カバレッジ）を占めていることが考えられるためである。

(2) 集成材の把握について

〔前回答申における記述〕

2 今後の課題

木材統計調査（承認統計調査）のうち、木材価格統計調査（月次調査）及び木材流通構造調査（5年周期調査）に関しては、「木材流通統計調査（仮称）」（承認統計調査）として整理し、引き続き実施する計画である。このうち、木材流通構造調査については、報告者負担の軽減及び調査の効率的実施を図る観点から、次回調査において、産業の実態及び利用状況を踏まえた調査計画を策定する必要がある。

なお、木材流通構造調査で把握されている集成材については、今後の生産量等を勘案し、木材統計調査（仮称）の一環として把握することを検討する必要がある。

(審査状況)

従来、木材流通調査のうち木材流通構造調査で出荷量等について5年に1回把握してきたところであるが、今回調査から、本調査の基礎調査において、集成材のラミナ消費量、生産量及び在庫量を毎年把握することとしていることから、適当であると考えられる。

3 未諮問基幹統計確認における指摘事項への対応状況について

木材統計調査については、これまで統計委員会に諮問されていないことから、平成26年度に統計委員会において未諮問基幹統計としての確認が行われ、平成25年度統計法施行状況に関する審議結果報告書（未諮問基幹統計確認関連分）（平成27年3月31日内閣府統計委員会）において、確認内容に対する今後の取組の方向性として、以下のとおり指摘されている。

（1）産業構造と統計調査の体系について

木材統計調査については、製材工場等を対象に木材製品の価格等を調査している木材流通統計調査と調査対象が重なることを踏まえ、製材工場等の報告者負担等を勘案した調査体系整備の検討を期待したい。

（2）作成方法の効率化等について

オンライン報告については、その利用率を向上させるだけでなく、費用便益を勘案するとともに調査結果の精度を維持・向上させるような検討を期待したい。

上記の指摘事項に関する対応状況等について検討する必要がある。

（1）産業構造と統計調査の体系について

（審査状況）

木材統計調査（毎年調査の基礎調査、製材月別調査及び合単板月別調査から構成）と木材流通統計調査（毎月調査の木材価格統計調査及び5年周期の木材流通構造調査から構成）は、それぞれの調査の実施目的や特性等を考慮すると、現時点において両調査の一部又は全部について再編・統合を図ることは困難であると考えられる。

このような中で、今回、木材統計調査では、新たな政策ニーズ等に対応する観点から必要な調査事項を設定する一方、必要性の低下した調査事項の削除等の見直しを行っている。また、両調査の調査対象（工場）に重複があること等も踏まえ、調査の効率的実施の観点から木材統計調査において標本設計及び調査対象数の見直しを行っている。

このように、報告者負担等を勘案し、所要の見直しを検討し実施することは一定程度評価できるものと考えられるが、調査体系整備の観点からこれらの対応について確認する必要がある。

（論点）

- 1 本件指摘事項への対応について、どのような考えや視点から検討を行ったのか。
- 2 木材統計調査の調査事項の見直しによって、木材流通統計調査を含めた木材関連統計調査全体において、調査事項に係る体系整備の面からみた場合、その体系がどのように整備され、充実化が図られるか。
- 3 木材統計調査及び木材流通統計調査について、現時点の各調査における調査対象工場の重複状況はどのようになっているか。また、重複する工場に対し、これまでどのような措置を講じてきたのか。標本設計等の見直し後はどのような措置を講じることとしているか。
- 4 木材流通統計調査について、木材統計調査における調査事項や標本設計等の見直しに伴い、今後、報告者負担等の観点からの見直しを予定しているか。

（2）作成方法の効率化等について

（審査状況）

オンライン調査の導入は、報告者負担の軽減、利便性の向上、審査・集計作業の効率化、正確な統計の作成などの観点から、種々のメリットがあるものと考えられる。

こうした中で、木材統計調査では、平成19年からオンライン調査を全面導入しており、導入の際には電子調査票作成など一定程度の経費を要するものの、オンラインによる回答によって所要の経費（調査票作成費、郵送費、調査員手当等）の削減が期待される場所である。

木材統計調査の現時点におけるオンライン利用率はそれほど高くない^(注)ものの、様々な取組により徐々に向上している状況がみられ、一定程度の成果を挙げているものと考えられるが、費用便益や結果精度等の視点からこれまでの対応について確認する必要がある。

(注) 平成28年調査におけるオンライン回答率は、基礎調査が3.0%、月別調査が7.1%である。

(論点)

- 1 本件指摘事項への対応について、どのような考えや視点から検討を行ったのか。
- 2 オンライン報告の利用状況（平成26年～28年）は、どのようになっているか。
- 3 調査対象工場がオンライン以外の方法による報告をしている理由や実情等を把握しているか。把握結果を踏まえ、オンライン利用率の向上に向けて、これまで段階的にどのような方策を講じてきたか。また、今後どのような方策を講じる予定か。